

法科大学院改善と 法学部「法曹コース」の奨励！

「法学部3年＋法科大学院2年」の“一貫教育”／
法学未修者など「3割入学枠」“撤廃”！

旺文社 教育情報センター 30年2月

法科大学院を巡っては、司法試験合格率の低迷に加え、歯止めのかからない志願者数や入学者数の減少、司法試験の受験資格が得られる「予備試験」への学生流出、低調な「法学未修者コース」など、様々な課題が山積している。

中教審は質の高い法曹養成、輩出に向けた法科大学院と法学部との連携強化などを検討、議論している。文科省は、法学部3年の「法曹コース(仮称)」と法科大学院2年の“5年一貫コース”(早期卒業・飛び入学)による法曹養成を奨励する構想を示すとともに、法科大学院入学者のうち、「法学未修者、実務経験者“3割以上”」の数値基準の撤廃を決めた。



<法曹養成の法科大学院>

○ 創設理念

法科大学院は、「法の支配」のもとで21世紀の多様な社会の期待に十分応えられるような質・量ともに豊かな法曹人材(裁判官・検察官・弁護士)を養成すべきであるとする政府の司法制度改革審議会『意見書』(13年6月)の提言を受け、16年4月に創設された。

司法制度を支える法曹人材は、当時超難関であった司法試験という“点”のみによる選抜ではなく、「法学教育、司法試験、司法修習」を有機的に連携させた“プロセス”によって養成されるべきであるとされ、その中核的な教育機関として法科大学院が設置された。

また、審議会『意見書』は法科大学院の入学者選抜について、“公平性、開放性、多様性の確保”を旨とし、経済学、理数系、医学系など他の分野を学んだ者や社会人等を含めた多様なバックグラウンドを有する人材を受け入れるための措置を講じるべきであるとした。

○ 法科大学院の実態

◆ 入学者選抜

《募集校数》

法科大学院が創設された16年度の募集校数は68校であったが、翌17年度～22年度はこれまで最多の74校に達した。

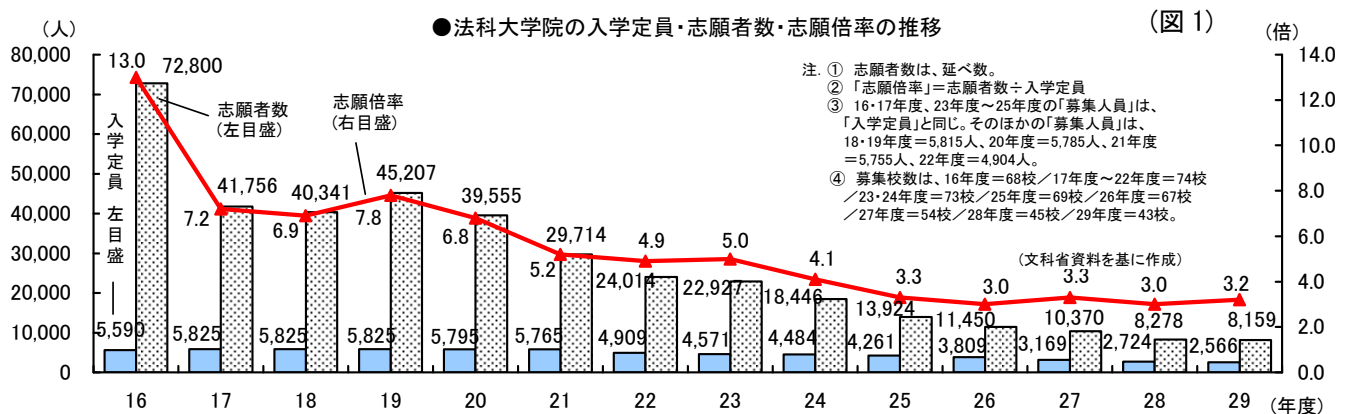
その後はほぼ毎年度「募集停止」がみられ、29年度までに31校が募集停止(「廃止」含む)となって、29年度は国立大16校、公立大2校、私立大25校の合計43校である。

《入学定員》

入学定員は17年度～19年度の約5,800人を最多に、その後は中教審の法科大学院特別委員会(法科特別委)の『法科大学院教育の質の向上のための改善方策について』(21年4月、『21年改善方策』)の入学定員適正化に向けた提言や募集停止校の拡大で毎年度減っている。29年度は2,566人(ピーク時の44.1%)まで減員され、中教審、文科省の目指すべき入学定員規模(27年11月時点)の当面“2,500人程度”を概ね達成している。(図1参照)

《志願状況》

志願者数(延べ数)は、16年度創設時の約7万3,000人を最多に、17・18年度は約4万人まで一気に激減。19年度は約4万5,000人に回復したが、その後は毎年度減少。最近は募集停止校の拡大や民間の就職状況の好転、弁護士の厳しい就職状況等から1万人を割り、29年度は8,159人(過去最低。創設時の11.2%)で、10年連続の減少である。(図1参照)



《受験状況》

受験者数(延べ数)は、志願者数とほぼ同様の動きで減少している。創設時の16年度の4万810人を最多に、17・18年度は約3万人に激減。19・20年度は若干増加したが、その後は毎年度減少し、29年度は7,450人(過去最低)で創設時の18.3%まで減少。(図2参照)

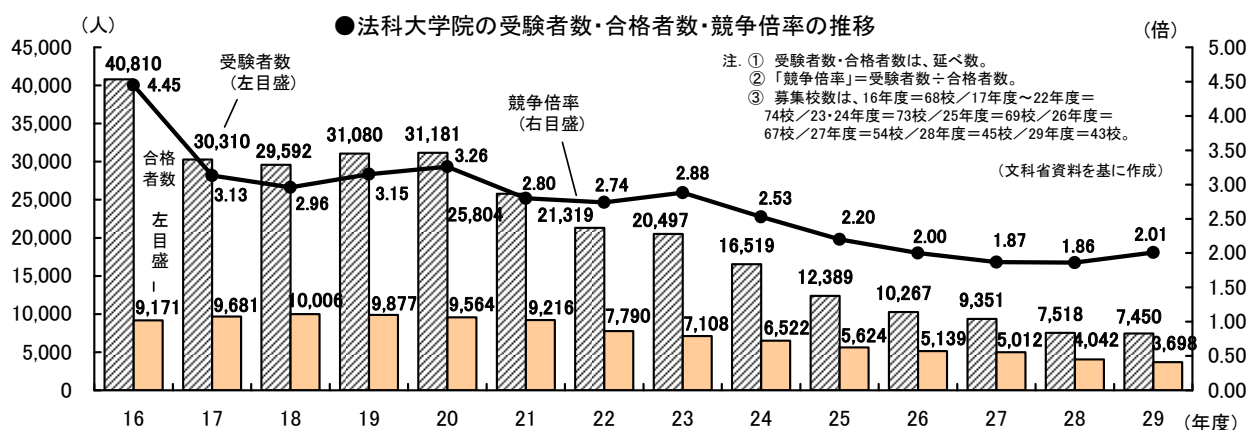
《合格状況》

合格者数(延べ数)は、16年度の約9,000人から18年度の約1万人まで増加し、その後は毎年度減少。29年度の合格者数はピーク時(18年度)の37.0%に当たる3,698人(過去最低)で、合格率は49.6%、競争倍率(受験者数÷合格者数)は2.01倍である。(図2参照)

● 入学者の質保証

中教審の法科特別委は『21年改善方策』で、“入学者の質保証”に係る入学者選抜の競争性の観点から、「相応の競争原理がはたらき、適正な入学者選抜が確保できる」と考えられる「競争倍率」は“2倍以上”が必要と指摘している。「競争倍率2倍未満」の法科大学院は数年前まで半数以上の年度もあったが、最近では募集停止校の拡大などで改善されたものの、29年度の競争倍率は2.01倍で、「競争倍率2倍未満」は国立大4校、私立大7校の合計11校(43校中25.6%)である。(図2参照)

(図 2)



《入学状況》

入学者数(実数)は、18年度の5,784人をこれまでの最多とし、それ以降、毎年度減少して29年度は1,704人(過去最低。ピーク時の29.5%)で11年連続の減少である。(図3参照)

● 法学未修・既修者別状況

“多様な人材養成”を目指す「法学未修者コース」(3年制。未修者コース)の入学者数は16年度~18年度まで増加した後、19年度以降は毎年度減少。23年度の未修者コースは約1,700人(全入学者数に占める割合47.1%)となり、「法学既修者コース」(2年制。既修者コース)の入学者約1,900人(同52.9%)を創設以来、初めて下回った。

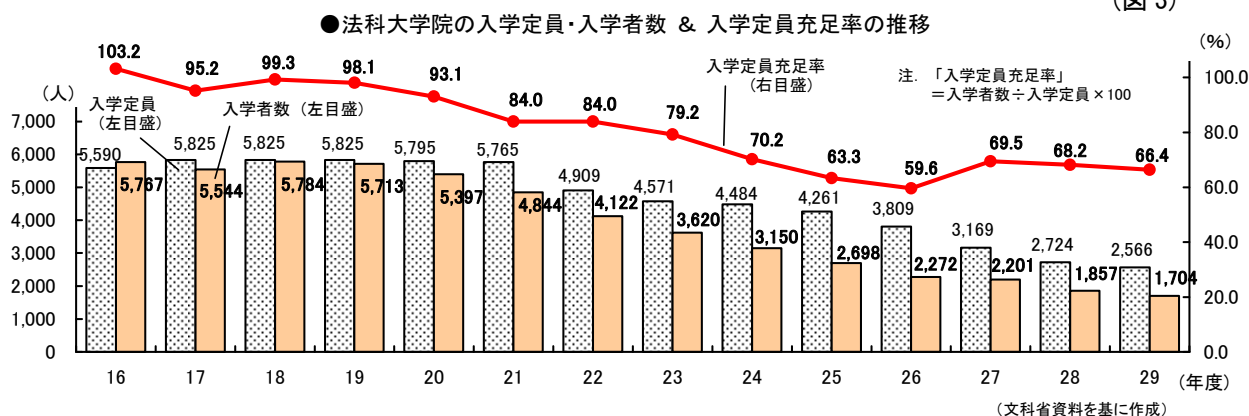
29年度の未修者コース入学者数は567人(同33.3%)、既修者コースは1,137人(同66.7%)で、未修者コースの入学者はピーク時の15.7%まで減少している。

なお、「社会人」入学者は16年度の約2,800人(同48.4%)を最多に減少し、29年度は341人(同20.0%)で、16年度の12.2%まで激減している。

● 入学定員充足率

法科大学院の「入学定員充足率」(入学者数÷入学定員×100)を全体の平均でみると、創設時の16年度のみが103.2%で定員を充たしているが、その後は17年度~20年度90%台、21・22年度80%台、23・24年度70%台、25年度~29年度60%台(26年度59.6%)である。29年度の各法科大学院(43校)の入学定員充足率をみると、充足率100%以上は2校、50%未満は13校である。(図3参照)

(図 3)



◆ 司法試験

《受験状況》

法科大学院修了者(法科大学院組)による司法試験の受験者数は、まず「既修者コース」(2年制)修了者のみの受験となった18年(第1回)は2,091人であったが、「未修者コース」(3年制)も加わった19年には18年の2.2倍に当たる4,607人に急増。その後も年々増加して、23年には8,765人(過去最高)に達した。

しかし、24年は8,302人、25年～27年は7,000人台、28年は6,517人と減り、29年はピーク時の63.5%に当たる5,567人まで減少した。(図4参照)

● 既修・未修者別受験状況

既修者コースの司法試験受験者数は19年の2,642人から22年の3,353人まで増加した後、25年の3,152人まで減少。その後は過去最多となる27年の3,506人まで増加した後、再び減少して29年は2,823人まで減少。ただ、20年～28年は毎年、既修者コースの受験者数が未修者コースを下回っていたが、29年は10年ぶりに上回った。

一方、未修者コースは19年の1,965人から過去最多となる23年の5,429人まで増加した後、29年の2,744人(法科大学院組受験者の49.3%)までほぼ毎年減少している。

《合格状況》

法科大学院組の司法試験合格者数は18年の1,009人から20年の2,065人まで増加したが、21年以降は22・27年を除き毎年減少。合格者数は20年～24年2,050人前後、25年1,929人、26・27年1,650人前後、28年1,348人で、29年は過去最低の1,253人。

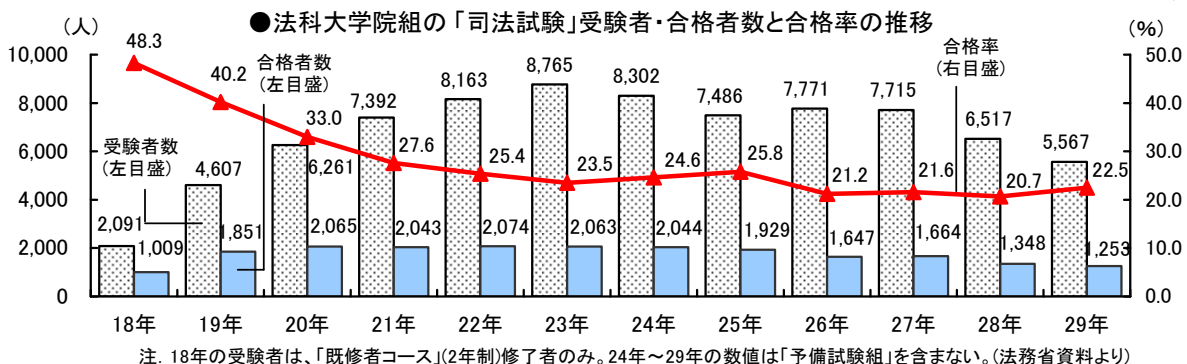
なお、「予備試験組」(後述)の29年司法試験合格者290人(過去最多)を加えると、29年の合格者数は1,543人となるが、18年の新司法試験導入以降で最少である。(図4参照)

● 既修・未修者別合格状況

既修者コースの司法試験合格者数は、18年が約1,000人、19年～27年は概ね1,300人前後～1,100人台だったが、28・29年は2年連続900人台に減少。既修者コースと未修者コースの合格者数をみると、25年までは既修者コースのほうが未修者コースより1.5倍前後の多さであったが、26年以降は2倍以上に拡大している。

因みに、29年の法科大学院組の合格者1,253人のうち、既修者コースは未修者コースの2.8倍に当たる922人(占有率73.6%)、未修者コースは331人(同26.4%)である。

(図4)



《合格率》

法科大学院組の司法試験合格率は、18年(第1回。既修者コースのみ)の48.3%を最高に、23年の23.5%まで毎年下降した。24・25年は25%前後に上昇したが、26・27年は21%台、28年は20.7%で現行の司法試験(18年～)ではこれまでの最低となった。

29年は2年ぶりの上昇で22.5%である。

なお、18年～29年の「累積合格率」(合格者累計；20,990人÷受験者実数累計；40,512人)は、51.8%である。

因みに、予備試験組の29年合格率は72.5%で過去最高。(図4参照)

● 既修・未修者別合格率

既修者コース修了者の司法試験合格率は18年の48.3%を最高に、20年まで40%台、21年～25年は30%台後半、26年～29年は30%台前半。29年は4年ぶり上昇の32.7%。

未修者コースの合格率は19年の32.3%を最高に、20年は22.5%、21年～25年は10%台後半、26年～29年は12%前後。29年は既修者コースの3分の1程度の12.1%。



<法的素養を培う法学部>

○ 設置の意義、規模

法学部は法学教育を通して法的素養を培うとともに、社会の多様な分野に応えるジェネラリストを育成している。一方、法科大学院は法曹に必要な学識や能力を培うことを目的としたいわばプロフェッショナルな人材を育成している、

法学部の設置は古く、国立大では戦前の旧帝大を中心に、私立大では明治期の法律学校を基盤として発展したものが多い。法学部は、主に法律学科で法学、政治学科で政治学をそれぞれ教育・研究対象としているところが多く、その規模は社会科学系の学部としては商・経済系などに比べて小さい。29年度の「法学・政治学」の学生は約15万8,000人で全学生の6.1%、「商学・経済学」の3分の1程度である。

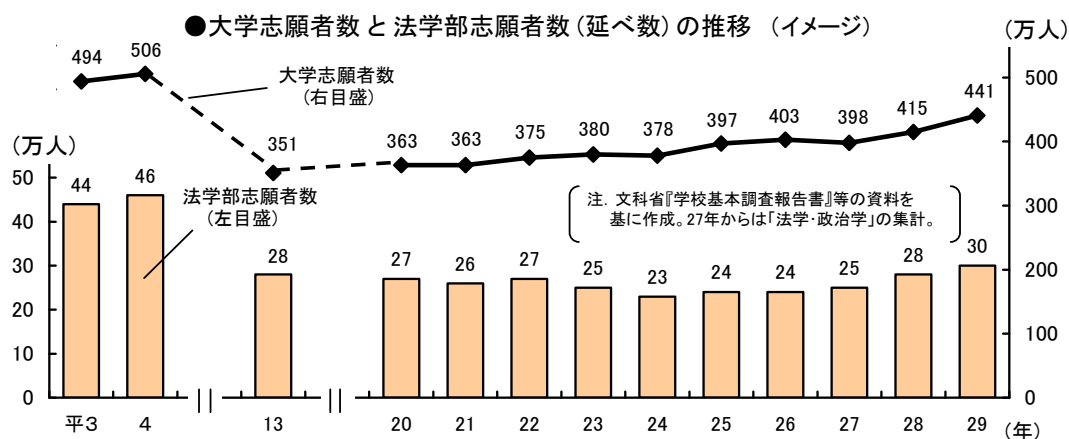
○ 法学部への志願者動向

大学(学部)の志願者数は、18歳人口の増減や高校生の大学への進学意欲を示す「現役志願率」、経済状況などで変動する。直近で18歳人口が最大であった平成4年(18歳人口205万人、現役志願率35.5%)の大学志願者数は506万人(既卒者含む延べ数。以下、同)で、法学部の志願者数は46万人であった。

その後、大学の志願者数は18歳人口の減少とともに減少。ただ、近年は現役志願率の上昇などで減少に歯止めがかかり、29年時点(18歳人口120万人、現役志願率56.6%)の志願者数は前年より6%以上多い441万人と、増加傾向を示している。

そうした中、法学部への志願者数も同じような傾向を示し、平成4年の46万人から13年には28万人に減少。その後は20万人台を推移しているが、最近は増加傾向にあり、29年は30万人(「法学・政治学」集計)に達している。(図5参照)

(図 5)



○ 法学部生の法曹意識

文科省と法務省は、27年司法試験合格者数上位20校の法科大学院を設置する大学の法学部生を対象に28年秋、法曹志望に関するアンケート調査を実施した。

調査対象者数は4万1,907人で、有効回答数5,071人(回答率12.1%)。学年別の内訳は、1年次1,496人/2年次1,150人/3年次1,187人/4年次以上1,238人。

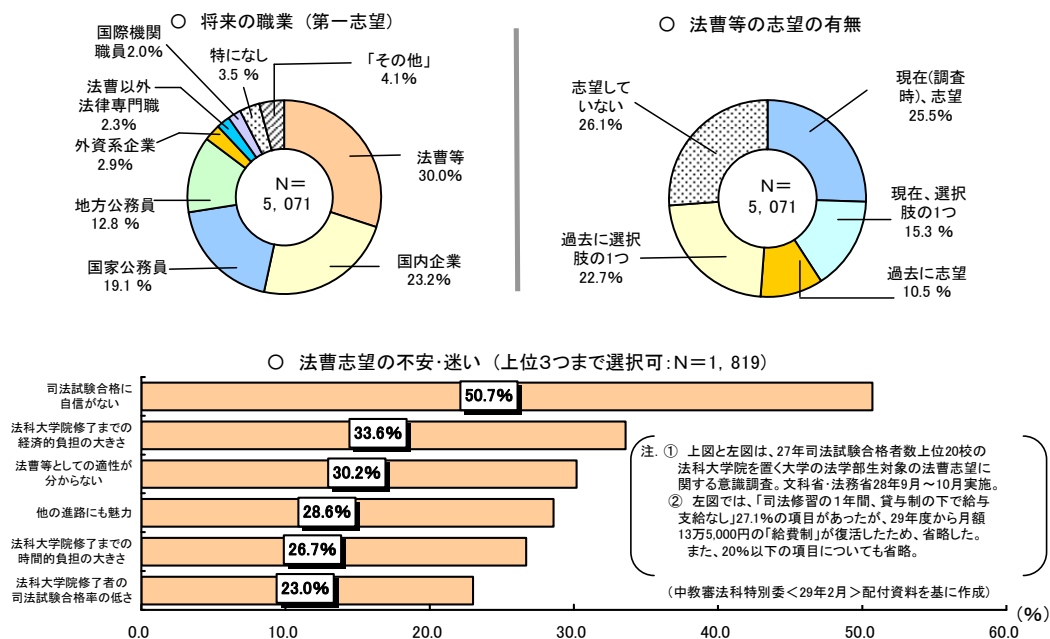
◆ 法曹志望:「第一志望」3割 / 「経済的・時間的負担感」3割

法学部生の「将来の職業」の第一志望をみると、「法曹等」30.0%、「国内企業」23.2%、「国家公務員」19.1%、「地方公務員」12.8%などを挙げている。その一方で、「法曹志望」に限ってみると、調査時点で26.1%の学生が法曹を志望していない。

また、「法曹志望の不安・迷い」としては、司法試験合格への自信のなさ(50.7%) / 経済的負担(33.6%)・時間的負担(26.7%)の大きさ / 司法試験合格率の低さ(23.0%)などを挙げている。法科大学院志願者や法曹志望者の減少の一端が伺える。(図6参照)

●法学部生の法曹等意識調査

(図 6)





<「予備試験」制度>

○ 「司法試験」受験資格の“例外的ルート”

司法試験の受験資格は、法科大学院修了者及び「司法試験予備試験」（予備試験）合格者に与えられ、司法試験の受験は法科大学院修了後又は予備試験合格後 5 年の範囲内で毎回受験できる。

この予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な法律に関する実務を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格を取得する途を開くために 23 年から導入された、いわば法科大学院を経由しない“例外的ルート”といえる。

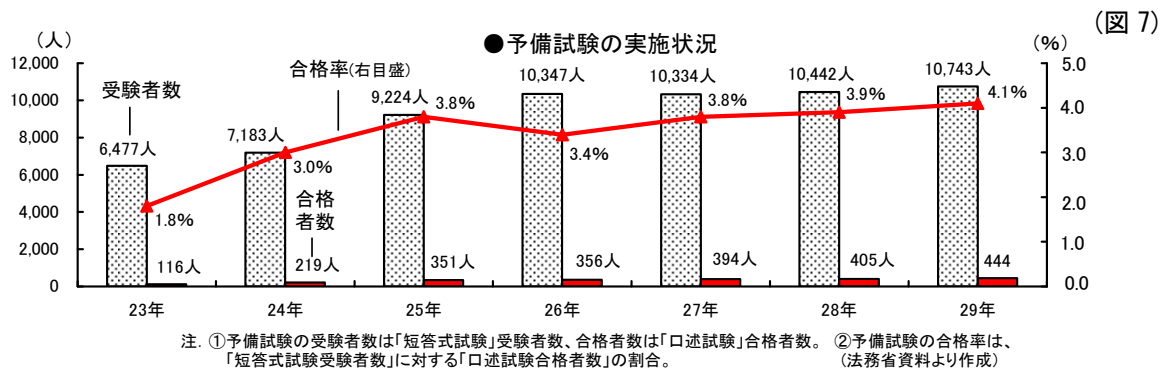
<予備試験の実態>

○ 法科大学院を上回る予備試験の出願者・受験者数

予備試験への出願者・受験者数は拡大の一途をたどり、26 年～29 年の 4 年連続でも法科大学院を上回っている。「予備試験受験者数と法科大学院受験者数との差」は、26 年 80 人 ⇒ 27 年 983 人 ⇒ 28 年 2,924 人 ⇒ 29 年 3,293 人と、両者の差は年を追って急激に拡大している。ただ、予備試験の受験者数は 23 年の 6,477 人から 26 年の 1 万 347 人まで一気に激増したが、27 年 1 万 334 人 ⇒ 28 年 1 万 442 人 ⇒ 29 年 1 万 743 人と、最近では 1 万人を超えからやや緩やかな増加傾向を示している。

予備試験の「合格率」は極めて低く、29 年は受験者 1 万 743 人に対して合格者 444 人（前年比 9.6% 増）で、合格率は 4.1%（競争倍率 24.20 倍）の“超難関”試験である。

因みに法科大学院の 29 年度合格率は 49.6%（同、2.01 倍）である。（図 2・図 7 参照）



○ 学部在学学生・法科大学院在学学生の予備試験「合格」“寡占化”

上記のような予備試験の受験・合格者の増加は、司法試験の受験資格に対する「法科大学院」“経由”の経済的・時間的負担の軽減、つまり法科大学院の“バイパスルート”としての予備試験の利用が背景にあるとみられる。

29 年「予備試験」合格者数 444 人のうち、出願時に「学部在学中」は 213 人（合格者占有率 48.0%）、「法科大学院在学中」は 109 人（同、24.5%）である。

こうした合格者が在学していた「学部」と「法科大学院」をみると、次のような“上位 6 校”で、「学部在学合格者」及び「法科大学院在学合格者」のいずれも 8 割程度の寡占化

がみられる。(図8参照)

◆ 「学部在学中」予備試験合格者数の“上位6校”

「学部在学中」に29年「予備試験」合格した213人の所属大学をみると、次の6校で「学部在学中」合格者の80.8%を占めている。

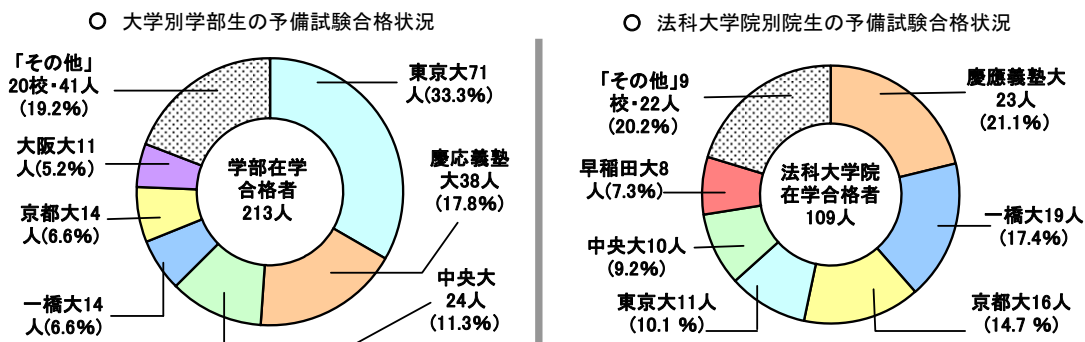
①東京大71人(「学部在学中」合格者数に占める割合33.3%)／②慶應義塾大38人(同、17.8%)／③中央大24人(同、11.3%)／④一橋大14人(同、6.6%)／⑤京都大14人(同、6.6%)／⑥大阪大11人(同、5.2%)／その他(20校)41人(同、19.2%)。

◆ 「法科大学院在学中」予備試験合格者数の“上位6校”

「法科大学院在学中」の29年「予備試験」合格者109人の所属大学をみると、次の6校で「法科大学院在学中」合格者の79.8%を占めている。

①慶應義塾大23人(「法科大学院在学中」合格者数に占める割合21.1%)／②一橋大19人(同、17.4%)／③京都大16人(同、14.7%)／④東京大11人(同、10.1%)／⑤中央大10人(同、9.2%)／⑥早稲田大8人(同、7.3%)／その他(9校)22人(同、20.2%)。

● 29年「予備試験」：学部・法科大学院在学中の合格者の所属大学状況 (図8)



注：① 左図は予備試験出願時に学部在学中で合格した者の所属大学、右図は予備試験出願時に法科大学院在学中で合格した者の所属大学のそれぞれ合格者数の状況を示す。／② ()内の割合は、学部在学中又は法科大学院在学中の合格者数合計に占める各大学の占有率。(法科等特別委<29年11月>配付資料を基に作成)

○ 法科大学院組より3倍程度高い「司法試験」合格率

29年「司法試験」の結果をみると、超難関の予備試験をパスした“予備試験合格者”(予備試験組：24年～28年合格者)のうち、29年「司法試験」の出願者は408人、受験者は400人、合格者は290人で、合格率は前年を11.0ポイント上回る72.5%だった。

一方、法科大学院組(24年度～28年度修了者)の29年「司法試験」合格率は22.5%で、予備試験組の3分の1以下に留まっている。



<法科大学院の改善>

○ 法科大学院の成果と課題

創設から14年目を迎える法科大学院は、これまで法曹養成制度の中核的な役割を担い、弁護士を中心に有為な多数の法曹人材を輩出してきた。現在、法曹の9割近くを占める弁護士の人数は、平成3(1991)年が1万4,080人で、法科大学院創設時の16年は2万240人であっ

た。23年には3万人を超え、29年は3万9,027人となり、法科大学院創設以降の13年間で1.9倍に増えている。また、裁判官・検察官を加えた「法曹三者」合計でも16年の2万4,130人から29年の4万3,927人へと、法曹人口は13年間で1.8倍に増加している。

本稿ではここまで、上記のような法科大学院の輩出実績も踏まえつつ、法曹人材の養成を担う法科大学院を取り巻く厳しい状況を創設から現在までデータを交えてみてきた。

例えば、法科大学院の司法試験の合格率をみると、29年の「単年合格率」が22.5%、18年～29年の「累積合格率」が51.8%で、創設時に目標とされた「法科大学院修了者の7～8割が司法試験に合格」とは程遠い状況である。こうした、司法試験合格率の低迷に加え、法科大学院の志願者や入学者の減少傾向、募集停止校の増加、予備試験への学生流出、低調な未修者コースなど、様々な課題を抱えて厳しい状況が続いている。

○ 政府の改革方針

政府の法曹養成制度改革推進会議は27年6月、『法曹養成制度改革の更なる推進について』（『推進会議決定』）を法曹養成制度改革の政府方針として示した。

『推進会議決定』は、・法曹有資格者の活動領域の在り方／・今後の法曹人口の在り方／・法科大学院／・司法試験（予備試験を含む）／・司法修習などの取組項目を掲げている。

法科大学院に関しては27年度～30年度を「法科大学院集中改革期間」と位置づけ、○各年度修了者の司法試験「累積合格率」が概ね“7割”以上となるよう充実した教育の質の向上／○法科大学院修了までの経済的・時間的負担軽減のため「早期卒業・飛び入学」制度の確立、推進などを提示している。

また、司法試験合格者数に関し、前述の政府の審議会『意見書』（13年6月）は平成22年頃の合格者数「年間3,000人」達成を掲げたが、25年7月の政府方針はこれを撤回して「当面、数値目標は立てない」とした。『推進会議決定』では改めて「年間1,500人程度」としている。

○ 中教審の改善提言、文科省の取組

中教審の法科特別委では、これまでみてきたような法科大学院を巡る様々な課題を踏まえ、法科大学院教育の改善・充実に向けた提言と、その取組を促してきた。

また、文科省も政府の『推進会議決定』や法科特別委の提言等を踏まえ、法曹の資格取得への支援体制の整備／司法試験合格率の大幅な上昇を目指す成果目標の設定／課題を抱える法科大学院に対する公的支援の見直しや組織改革の加速／法学未修者教育の充実／入学者選抜の改善／進級時における学修の到達度等を確認する「共通到達度確認試験（仮称）」の試行などについて取り組んでいる。

<法科大学院と法学部との連携強化>

○ 法科大学院の独立性と柔軟な連携

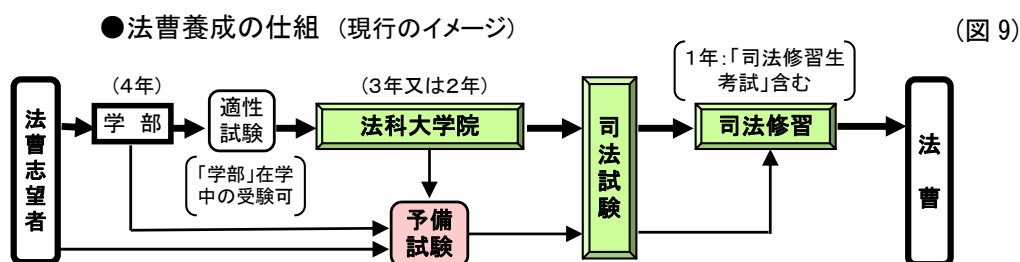
法曹養成は、「法学教育－司法試験－司法修習」の有機的な連携を基本として行われている。法学教育を担う法科大学院は専門職大学院に位置づけられ、法曹に必要な実務的な学識・能力等を備えた人材を養成する教育機関であり、大学院の法学研究科等とは異なる。

そのため、法科大学院の設立に当たっては法曹養成に特化した「独立性の確保」が求められたことから、例えば「法学部と法科大学院との連携」についてはこれまで消極的で、

あまり議論されてこなかった。

しかし、創設直後から続く“法科大学院の抱える課題”が広範で深刻さを増している中、最近では学部と法科大学院間における効果的な教育実施の観点から、授業・教員の相互交流や法科大学院進学・法曹志望への動機づけなどの取組を連携して行っている大学もある。

こうした現状も踏まえ、中教審の法科大学院等特別委員会(第9期<29年3月～>から改称：法科等特別委)は、「法科大学院と法学部等との連携強化」を第9期の審議の主なテーマのひとつとして掲げ、法学部と法科大学院間における法曹養成コース、例えば5年一貫コースの運用と課題／法学部の役割の検討／法学部生の法曹志望者に対する法曹へのモチベーション維持の方策／法曹志望者に対する法学部教育の在り方などの検討、議論を進めている。(図9参照)



注. ① 適性試験(法科大学院全国統一適性試験)は、法科大学院入試に当たり、法律学の学識ではなく、入学者の適性を客観的に評価するため2回実施。31年度入試から各法科大学院の“任意”となる。／ ② 法科大学院の「未修者コース」は3年制、「既修者コース」は2年制。／ ③ 法科大学院で“進級判定”等に活用する「共通到達度確認試験(仮称)」は現在試行中。30年度の本格実施を目指す。／ ④ 「学部」と「法科大学院」の接続には現在、「早期卒業・飛び入学」制度が一部みられる。

○ 大学の「早期卒業・飛び入学」制度

大学では現在、学部在学3年以上の「早期卒業」制度(学校教育法第89条、他)と、大学に3年以上在学して所定の単位を優れた成績で修得した者が大学院に入学できる「飛び入学」制度(学校教育法第102条第2項、他)を利用した「早期卒業・飛び入学」制度が行われている。

◆ 現 状

法科大学院では、この「早期卒業・飛び入学」制度を利用して法科大学院の「既修者コース」(2年制)への学生受け入れを行っているところもある。早期卒業・飛び入学を利用した「既修者コース」入学者は24年度以降増加傾向にあるとはいえ、29年度は47人(全入学者数の2.8%)で、「未修者・既修者コース」合計でも64人(同、3.8%)に留まる。

大学によっては、法学部に法科大学院進学向けのコースを設置しているところもあるが、当該コースの開始年次や学修内容は大学によって様々である。学部時代に当該コースに所属していても、法科大学院進学後は他の学生と同様の教育課程の履修が通常であるという。

また、法科大学院制度の創設時に入学者選抜の「公平性・開放性・多様性」が求められたことから、自大学の学生を対象とした「推薦入試」等の導入については、各法科大学院とも“謙抑的”な運用が行われているという。

<法学部「法曹コース(仮称)」の奨励>

○ 政府方針

前述した政府の『推進会議決定』(27年6月)は、法科大学院における経済的・時間的負

担の軽減として、次のような政策を掲げている。

<政府方針：法科大学院 経済的・時間的負担の軽減>

文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。

(政府『推進会議決定』<27年6月>より)

文科省としては上掲のような政府方針を踏まえ、また、法学部卒業の“既修者志願者・入学者”の減少傾向や予備試験への学生流出の対応などから、法曹への志望が明確な学生に対して、「早期卒業・飛び入学」の利用を前提に、法学部から法科大学院までの教育課程を一貫的に行う双方の連携強化を提起している。

○ 「法学部3年+法科大学院2年」の“5年一貫教育”

法学部と法科大学院との一層の連携強化策は、法学部の「法曹コース(仮称)」設置と、「早期卒業・飛び入学」制度を利用した「法学部3年+法科大学院2年」の“5年一貫教育”の奨励である。

想定される仕組みとしては、法科大学院(標準修業年限3年：未修者コース)の1年次で修得すべき学力・能力や法学部教育と法科大学院1年次教育との関係を整理し、法科大学院教育と接続した教育を法学部で行うという。

例えば、法学部生に法科大学院「未修者コース」1年次の授業を履修させるなど、学部教育を改善して全体として“法学部・法科大学院教育の充実”を図ることなどが想定される。(図10参照)

○ 留意事項

文科省は法学部における上記のような「法曹コース(仮称)」設置に関し、次のような留意事項等を示し、中教審の法科等特別委での幅広い検討、議論を進めている。

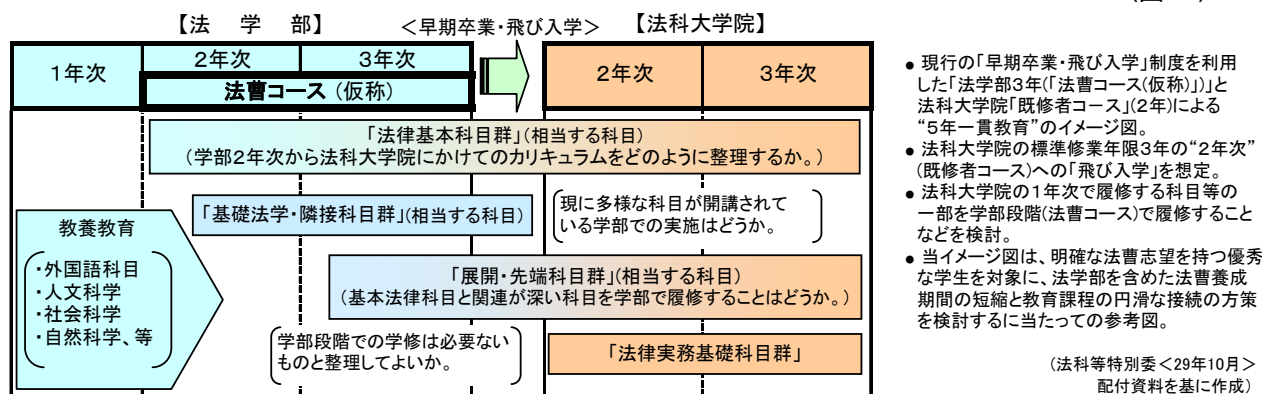
- 法学部に「法曹コース(仮称)」を設置した場合、その制度的位置づけをどう捉えるか。
大学の自主性に配慮することや、コース設定が困難な比較的小規模な大学あるいは法科大学院を設置していない大学での活用できる教育資源の限界を踏まえたコース設計が必要ではないか。その際、幅広い教養を身に付ける機会の確保や、学生の選択肢が固定化しないよう留意が必要。
- 法学部に「法曹コース(仮称)」が設置されても、法科大学院への進学に結びつかなければ実効性に欠ける。そのため、一定程度の「推薦枠」を設けるなどの対応が必要ではないか。その際、「公平性・開放性・多様性」の理念を尊重しつつ、“一貫的な教育”実施を可能とするための留意事項はどのようなものか。

また、法科大学院と法学部が連携して編成する教育課程に合わせて、当該法科大学院の学修に必要な学力・能力を確認する入学者選抜の実施も必要ではないか。

- 法学部生の進路は多様である。法曹になるための学部教育と一般の学部教育には違いがあり、具体的な教育課程の検討には法学部教育への影響に留意しつつ、法学部と法科大学院のそれぞれで学修すべき内容について検討することが必要ではないか。

●法学部「法曹コース(仮称)」と法科大学院の“一貫教育”(イメージ図)

(図 10)



<法学「未修者コース」の見直し>

○ 未修者コースと入学者選抜の規定

法科大学院では、多様なバックグラウンドの人材を確保するために、法学未修者や実務経験者などの社会人を対象とした「未修者コース」(3年制)を“標準コース”としているが、法学既修者については2年制の「既修者コース」に入学することができる。

そして、法科大学院の現行の入学者選抜には、多様な知識や経験のある者の入学に努めることなど、次のような規定が設けられている。

<法科大学院の入学者選抜>

- 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。
(専門職大学院設置基準 第19条)
- 法科大学院は、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。
2 法科大学院は、前項の割合が二割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。
(専門職大学院に関し必要な事項について定める件 第3条<告示:平成15年>)

○ 未修者コースの入学者実態

未修者コースの入学者は前述したように19年度以降、毎年度減少し、23年度以降は既修者コースの入学者を下回っている。

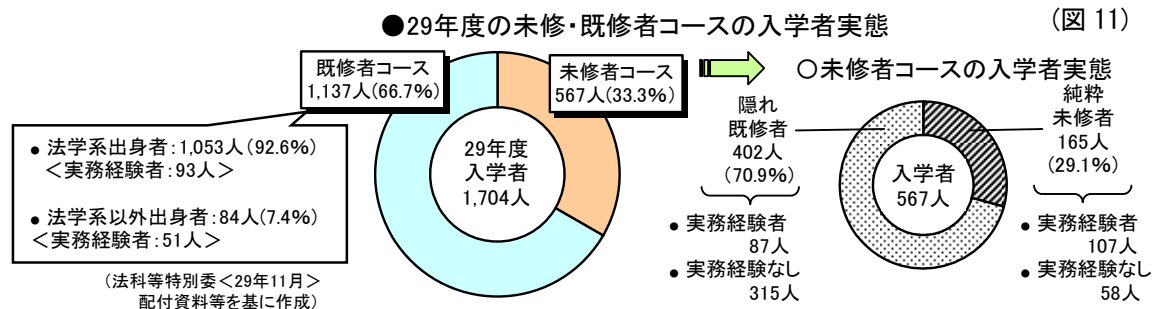
29年度の法科大学院入学者1,704人のうち、未修者コース入学者は567人で、占有率は33.3%である。その内訳は、法学系以外の出身者(所謂「純粹未修者」)が165人(未修者コース入学者の29.1%)／法学系出身者(所謂「隠れ既修者」)が402人(同、70.9%)であり、未修者コース入学者の約“7割”が法学系出身者(隠れ既修者)で占められている。

また、純粹未修者165人のうち107人が実務経験者(実務経験のない純粹未修者は58人)／隠れ既修者のうち87人が実務経験者である。つまり、実務経験者は194人となり、「実務経験のない純粹未修者58人＋実務経験者194人」の合計252人(法科大学院入学者の14.8%;未修者コース入学者の44.4%)が未修者コースのいわば設置の趣旨に沿った入学者といえる。

因みに、既修者コース入学者1,137人(占有率66.7%)の内訳は、法学系出身者が1,053人(既

修者コース入学者の92.6%)／法学系以外の出身者が84人(同、7.4%)である。実務経験者は、法学系出身者が93人、法学系以外出身者が51人の合計144人である。

なお、29年度の未修・既修者コース合わせた入学者1,704人の履修歴をみると、法学系が1,455人(占有率85.4%)、法学系以外が249人(同、14.6%)である。また、実務経験者は338人(同、19.8%)である。(図11参照)



○ 純粋未修者、実務経験者「3割以上」入学規定の“撤廃”

文科省は法科大学院入学者に占める法学系以外出身者や実務経験者の上記のような実態を鑑みて、各法科大学院の実情に応じた柔軟な入学者選抜実施の観点から、入学者に占める法学系以外の出身者又は実務経験者の割合を「3割以上」と規定した「告示」の数値基準を“撤廃”する方針を決めた。

この「告示」改正は現在、30年4月1日施行の方向で調整されているが、前掲した設置基準において引き続き入学者の多様性を確保する“努力義務”は課せられる。

ところで、多様な人材が法科大学院を志望し、「純粋未修者」又は「実務経験者」が未修者コース入学者の多数を占めるようにするための方策が必要であるとしている。純粋未修者については、法学部への学士編入学の促進や法科大学院の受入れ校の拠点化など、純粋未修者の司法試験合格の実績向上などに向けた検討も今後進められていくとみられる。

<養成期間の合理的な短縮>

法曹人材はかつての“点”による選抜から“プロセス”重視の養成に変わり、法科大学院では学生と教員による双方向、他方向の授業(ソクラテス・メソッド)を基本としている。

法曹になるためには、一般的に「学部4年⇒法科大学院2年、3年⇒司法試験(1年弱)⇒司法修習1年」の計8年前後を要することになる。(図9参照)

こうした長期にわたる教育・養成期間とそれに伴う経済的負担が法科大学院の志願者離れ、予備試験への学生流出の一因にもなっているとみられる。因みに、法科大学院の年間授業料(29年度)は、国立大が80.4万円、公立大が平均約60万円、私立大が概ね100万円前後で、他に入学金などの諸費用もかかる。

今後は、法科大学院の創設理念を踏まえるなかで、「独自性の確保」の弾力的な運用なども含めた法学部と法科大学院との連携強化、法学部「法曹コース(仮称)」の拡充など、合理的な法曹養成の改善と期間の短縮により、法曹志望者の時間的・経済的負担の軽減が期待される。

(2018. 02. 大塚)